



Q. 営業所得と給与所得があり、確定申告をしました。このたび住民税の全額が給与から天引きされる特別徴収の通知を会社から受け取りました。税額が高く給与から天引きできる金額ではないので、**個人で支払をしたい**と思いますが、どうすればいいですか。

A. 給与所得に係る住民税については、地方税法第321条の3の規定により、給与からの特別徴収となります。ただし、**給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税については、確定申告書第2表の「住民税に関する事項」欄や住民税申告書にて申告することにより、納付書や口座引き落としなどによる個人での納付を希望することができますので、「自分で納付」を選択して申告してください。**(徴収方法の選択について記載がない場合は、給与からの特別徴収となります。)

給与の支払いを受ける全員の方へお知らせしてください。

### 確定申告をされる際には

確定申告書【A】第二表下部

確定申告書【B】第二表下部

給与・公的年金等に係る所得以外(平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

給与から差引き  
 自分で納付

※主たる給与以外の住民税を、普通徴収で納付(自分で納付)される方は、『自分で納付』欄に○を入れてください。

### 市民税申告をされる際には

確定申告をされない方(主たる給与所得以外の所得が20万円を超えない方など)は、市民税申告書で徴収方法を選択いただけます。

市民税申告書の表面下部に記載欄があります。

市 県 民 税 の 納 税 方 法	給与・公的年金等に係る所得以外(平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る市民税・県民税の納税方法
	<input type="checkbox"/> 給与から差し引かれることを希望する <input checked="" type="checkbox"/> 自分で納付することを希望する

『自分で納付することを希望する』にチェックをする

※各様式は平成29年度のものです。

岡山県と岡山市を含む県内全市町村は、個人住民税の特別徴収の適正実施に取り組んでいます



お問い合わせ先

岡山市課税管理課 市民税特別徴収係

☎086-803-1168

**※給与支払報告書の提出先は、各受給者の1月1日現在お住まいの市町村です。ご提出の際には、今一度ご確認くださいませよう、お願いします。**

給与支払報告書の提出期限は

**平成30年1月31日(水)**です。